

～平成29年度税制改正⑤～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正の主な項目の概要⑤(中小法人税制)について記載する。

(ポイント)

- 中小企業者等の設備投資促進税制の拡充あり
- 中小法人に対する軽減税率適用は2年延長

1. 中小企業者等に設備投資促進税制の拡充

(1)概要

青色申告書を提出する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が生産等設備を構成する特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、指定事業の用に供した場合には、特別償却と税額控除の選択適用ができるようになる。

①適用対象設備等

対象資産	経営力向上設備等（イまたはハ）		ハ.収益力強化設備 B類型	取得価額要件		
	イ.生産性向上設備 ((イ) 及び (ロ)) A類型					
	(イ) 最新モデル要件 (販売開始から)	(ロ) 生産性向上要件				
機械装置	10年以内	旧モデル比で生産性 (生産、エネルギー効率、精度等)が年平均1%以上向上するもの	年平均の投資利益率5%以上が見込まれること	1台又は1基の取得価額が160万円以上		
工具	5年以内	ソフトウェア及び 旧モデルがないのは、本要件は不要	について経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備等	それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上 ※A類型のみ測定工具・検査工具に限る		
器具備品	6年以内			それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上		
建物附属設備	14年以内			一の取得価額が60万円以上		
ソフトウェア	5年以内			一の取得価額が70万円以上 ※設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る		

②税制措置

特別償却	取得価額×100%
税額控除	中小企業者等：7% 特定中小企業者等：10% ただし当期の法人税額の20%が上限 控除限度超過額は1年間の繰越可

※1 中小企業者等：資本金等の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出するもの(ほか、一定要件あり)

※2 特定中小企業者等：中小企業者のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等 (裏面に続く)



～平成29年度税制改正⑤～

(2)適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等及び事業の用に供したものが対象となる。

2. 中小法人の軽減税率の延長

(1)概要

中小法人の法人税率のうち、年800万以下の所得金額における15%の軽減税率の時限措置が2年間延長される。

(現行および改正案の税率対照表)

法人および所得の区分		現行 (平成28年度)		現行 (平成29年度)		改正案 (平成29年度)		改正案 (平成30年度)	
		法人税率	法人実効税率(※2)	法人税率	法人実効税率(※2)	法人税率	法人実効税率(※2)	法人税率	法人実効税率(※2)
中小法人 (※1)、 一般社団法人 等および人格 のない社団等	年400万円以 下の金額	15%	21.42%	19%	25.99%	15%	21.52%	15%	21.52%
	年400万円超 年800万円以 下の金額		23.20%		27.57%		23.20%		23.20%
	年800万円超 の金額	23.4%	33.80%	23.4%	33.80%	23.4%	33.80%	23.2%	33.59%
中小法人以外の普通法人(※3)		23.4%	29.97%	23.4%	29.97%	23.4%	29.97%	23.4%	29.74%

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)

※2 法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算

※3 法人実効税率算定上の法人事業税および法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人について軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算

※4 法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算

(2)適用時期

中小法人に対する軽減税率は、平成31年3月31日まで延長される。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(平成30年以後の配偶者控除・配偶者特別控除の見直し)

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除制度が見直されている。合計所得金額が1,000万円を超える居住者は配偶者控除の適用対象外とし、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前は38万円超76万円未満)に引上げるなどの改正がされた。源泉徴収事務で変わるところは、合計所得金額が900万円以下等の「源泉控除対象配偶者」に対する配偶者特別控除がある。現行の配偶者特別控除は配偶者特別控除申告書の提出により年末調整で対応するが、38万円の満額控除は月々等の源泉徴収に変わる。また、給与所得者である居住者の合計所得金額は「900万円以下」と「900万円超950万円以下」、「950万円超1,000万円以下」に分けられ、それぞれに配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることになる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。